

平成 2 5 年度
障がい者虐待防止対策支援事業について

1 障がい者虐待防止対策支援事業

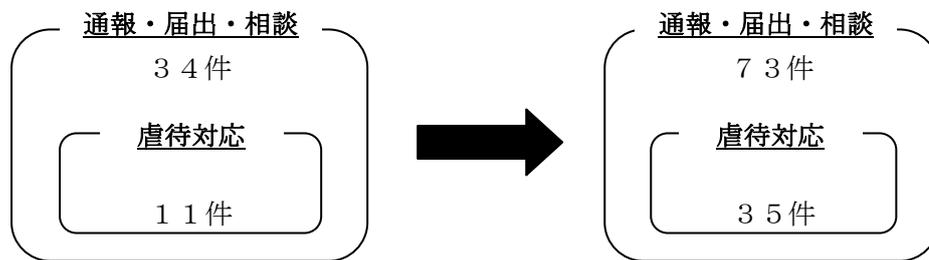
「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 2 4 年 1 0 月施行、通称「障害者虐待防止法」)の施行以後、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応とその後の適切な支援と地域における関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図るため、以下の事業を実施した。

(1) 障がい者虐待に関する通報・届出・相談への対応

市虐待防止センター等に寄せられた通報等により随時会議を開催し、案件に係る情報共有を行うとともに虐待の有無について判断し、緊急性や訪問調査の必要性、役割分担などの対応方針を決定した。

<平成 2 4 年度> H24.10～H25. 3

<平成 2 5 年度>



※虐待対応件数は、通報・届出・相談のうち、会議等において「虐待・有」と判断され、対応した件数。

(2) 被虐待者の一時保護

養護者虐待により被虐待者の生命又は身体に重大な危険が生じている、あるいは生じる恐れがあるとして、養護者と「分離」、一時的に保護をした事案が 4 件あった。

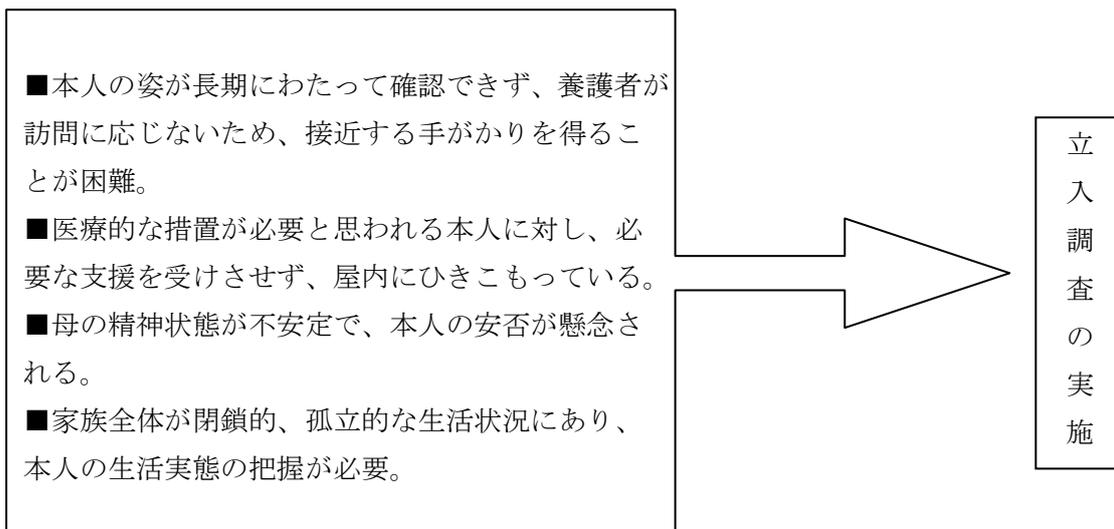
いずれも身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に規定する「やむを得ない事由による措置」によるものである。

また、一時保護の迅速な対応のために、公設施設の施設改修により 4 床分の居室の確保を行うとともに、市内 4 か所の入所施設との協定締結を行った。

(3) 立ち入り調査の実施

被虐待者の生命又は身体に重大な危険が生じているとして、障害者虐待防止法第11条第1項の規定に基づき、警察初め関係機関との連携・協力を得て立入調査を実施した事案が1件あった。

<当該事案について立入調査が必要と判断した状況>



※ 被虐待者は、結果として、養護者同意の元、医療機関を受診することができ、手術の後、病気は完治。現在、地域移行も視野に入れながら、障害者支援施設に措置入所中である。

(4) 障がい者虐待防止講演会の開催

「障がい者虐待の周知・啓発」の目的で下記のとおり講演会を開催した。

悪天候の中130名の参加があり、「家族間、施設間の虐待対応の難しさを痛感した。」「虐待に該当する範囲について、具体的に知りたい。」「予想以上の虐待の現状に驚きと悲しさを感じた。」「社会全体の問題であるが、自分の職場・地域では障がい者虐待をなくしていきたい。」などの感想が寄せられた。

<障害者虐待防止講演会>

開催日	平成26年2月8日(土)
演題	「障害者虐待 その理解と防止のために」
講師	埼玉大学教育学部教授 宗澤 忠雄 氏
場所	静岡市清水文化会館マリナート

(5) 障がい者虐待対応検証会議の開催

平成24年度から障がい者虐待事案として対応し、終結した事案を中心に①初期対応(通報受理、情報収集、コアメンバー会議における緊急性の有無、分離の必要性の判断等)、②支援方法(一時保護、障害福祉サービスの利用、権利擁護のための支援など)、③終結等(支援結果のモニタリング、見守り支援)の視点から検証を行った。

弁護士、社会福祉士などの専門家から、今後の対応に参考となる有意義な助言を得ることができた。

2 虐待件数等の実績

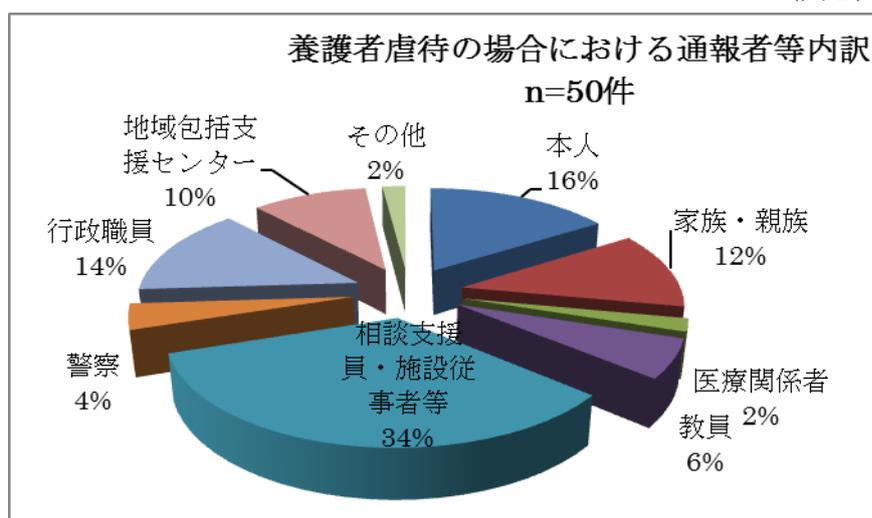
平成25年度に寄せられた通報・届出・相談件数は73件で、そのうち障がい者虐待事案として対応した件数は35件で、全体の約48%であった。

平成24年度と比較すると16%の増となっている。

<平成25年度障害者虐待 通報・届出・相談件数>

	通報・届出・相談件数	うち虐待案件として対応した件数
養護者による虐待	50件	25件
施設従事者による虐待	14件	7件
使用者による虐待	1件	1件
その他	8件	2件
計	73件	35件

(図1)



(図2)

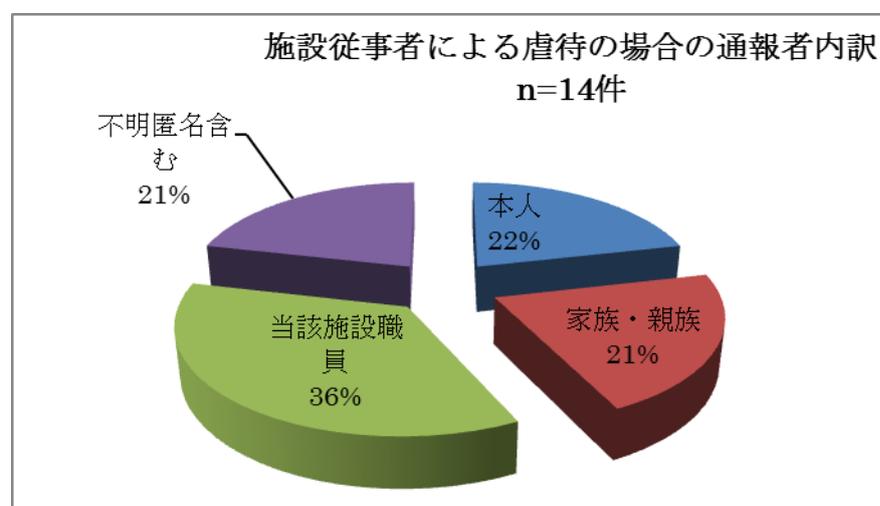


図1、図2はいずれも通報・届出・相談があった事案の通報者の内訳である。

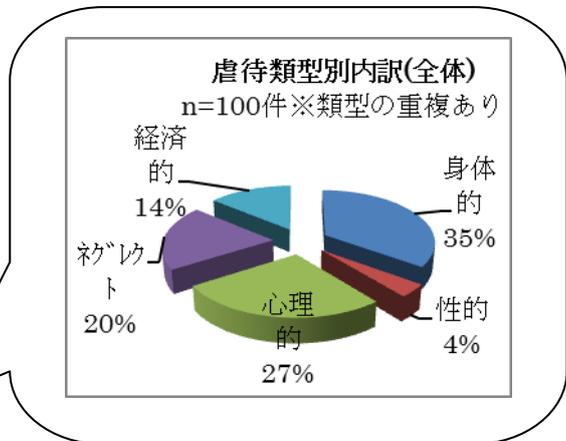
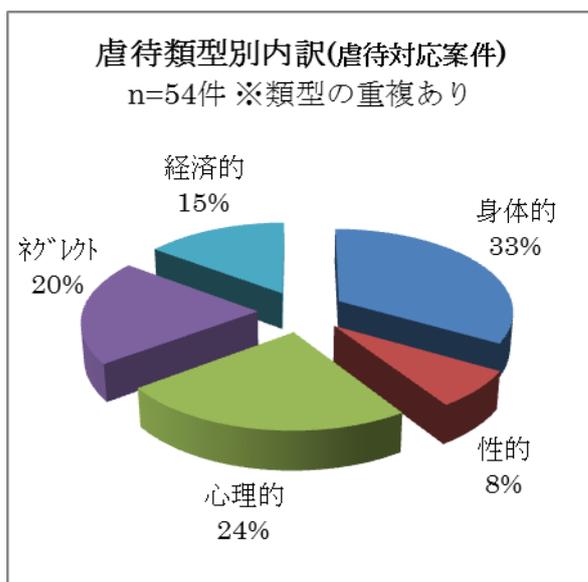
養護者虐待の場合は、相談支援事業所や通所施設従事者、地域包括支援センターなど、本人や家族を取り巻くさまざまな関係機関からの通報が約半数が占めている。

一方、施設従事者による虐待の場合は、本人や家族、当該施設職員と通報者が限られている。

(1) 虐待対応案件の実績（虐待類型別と虐待者別）

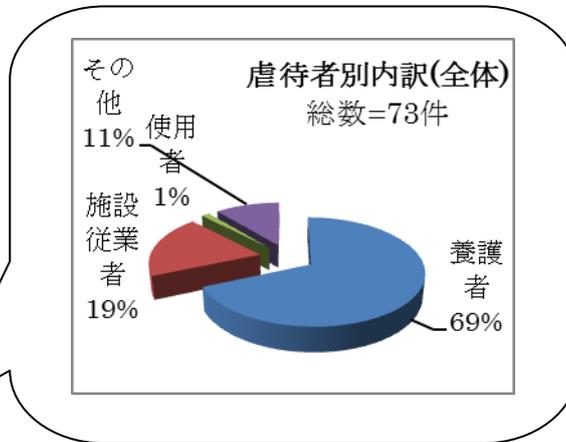
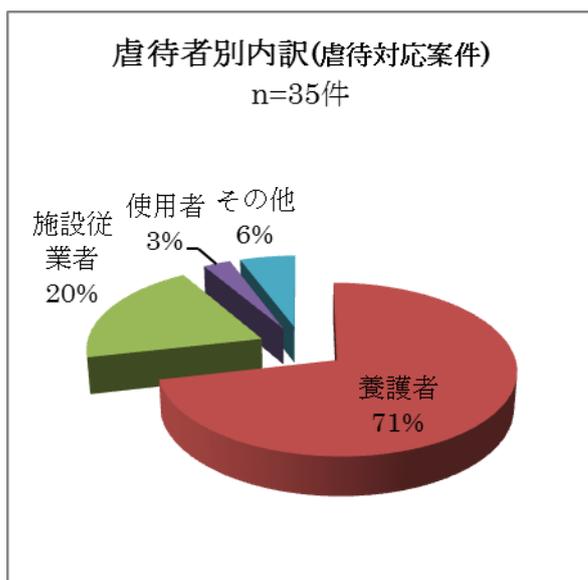
障がい者虐待として対応した事案 35 件の虐待類型別、虐待者別の割合は、図 3、図 4 のとおりである。

(図 3)



虐待類型別では、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、ネグレクトの順に多い。相談対応の事案を含めても、同様な傾向にある。

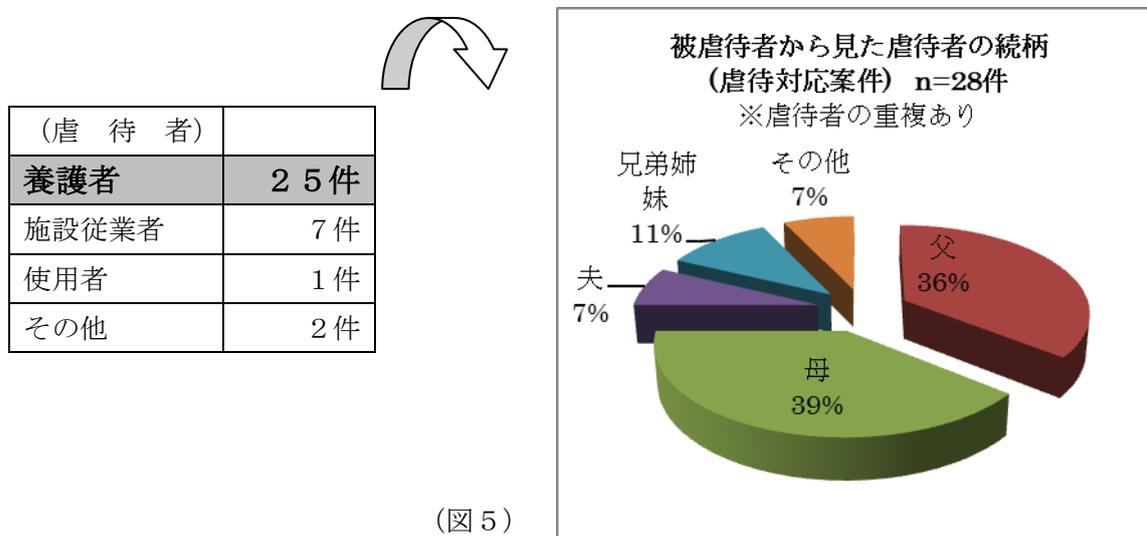
(図 4)



虐待者別では、圧倒的に養護者虐待が多く、全体の70%を占めている。相談対応の事案を含めても、同様な傾向にある。

(2) 養護者による虐待案件の状況

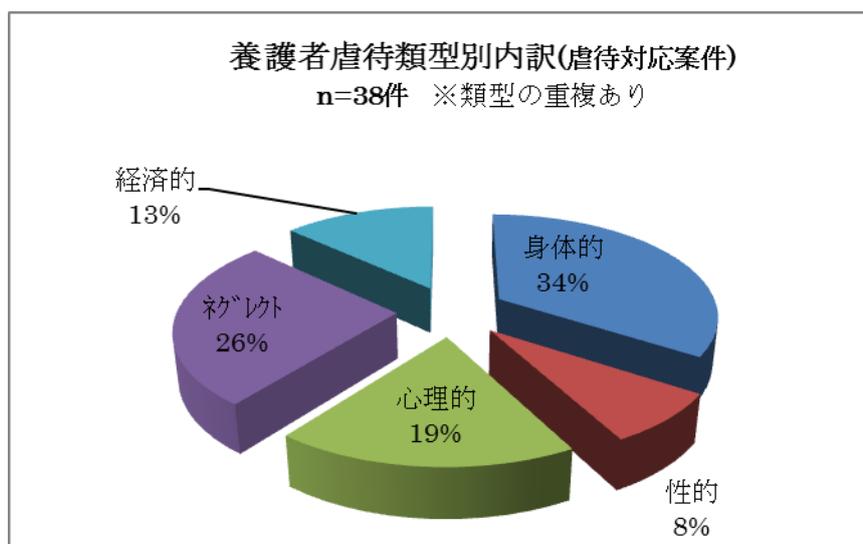
図5のとおり、障がい者虐待として対応した事案の75%が一番身近な介護者である父母からの虐待によるものである。



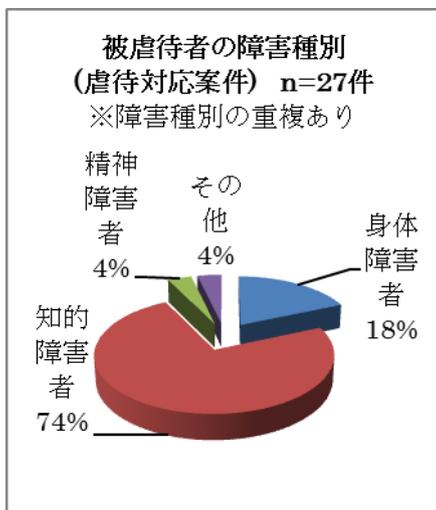
平成25年度の養護者による虐待の内容を見ると、動作が遅いこと、言うことを聞かないことに立腹し、叩く等の行為による身体的虐待及び暴言による心理的虐待、食事の世話や入浴など身の回りの世話をしない、必要な医療を受けさせないことによるネグレクト、本人の障害者年金を無断で遊興費等に使用してしまう経済的虐待、わいせつな行為による性的虐待事案があった。

身体的虐待に次いでネグレクトが多いことが、特徴的な傾向と言えるが、介護者の高齢化に伴う無意図的なネグレクトも多く、「老障介護」として提起され地域課題になっている。

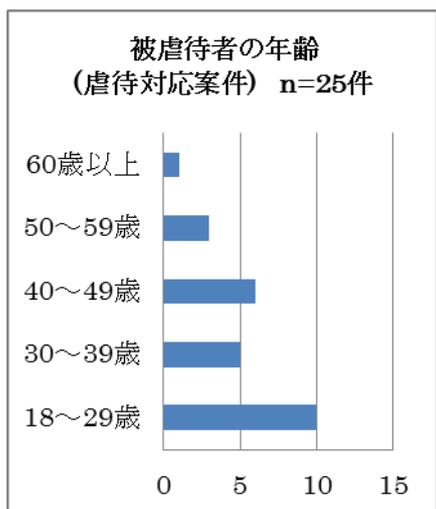
(図6)



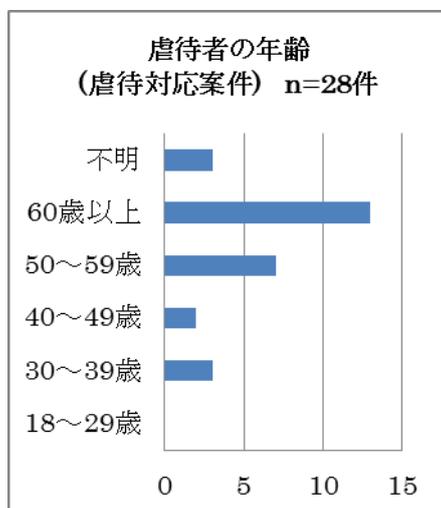
また、被虐待者の障がい種別、被虐待者及び虐待者の年齢別の内訳は図7から図9のとおりである。(図7)



(図8)



(図9)



養護者による虐待は、障がい特性に対する理解や介護知識の不足、家族間の力関係、養護者自身の課題など、さまざまな要因が絡み合っている。

被虐待者への支援はもとより、虐待している養護者に対しても何らかの支援が必要である。

虐待事案への対応は、被虐待者の保護及び虐待者の介護負担の軽減のため、障害福祉サービスの利用や身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由による措置、成年後見制度等の利用支援、関係機関による見守り支援へつなげているが、中には、虐待者・被虐待者に「虐待」に対する認識がない、支援を拒むなど孤立化した家庭が多く、対応に苦慮した事案もあった。

障害者虐待の防止、迅速な対応と適切な支援、早期発見と見守りについて、引き続き、行政、地域、関係機関等がそれぞれの役割に応じた機能を十分に発できるような連携体制の強化が必要である。

(3) 施設従事者による虐待案件の状況

施設従事者による虐待に関する通報・届出・相談件数は14件のうち、障がい者虐待事案として対応したのは、半数の7件であった。(7ページ 平成25年度障害者虐待通報・届出・相談件数のとおり)

図10のとおり、施設従事者による虐待では、身体的虐待と並んで心理的虐待が多く、ほぼ同割合となっている。

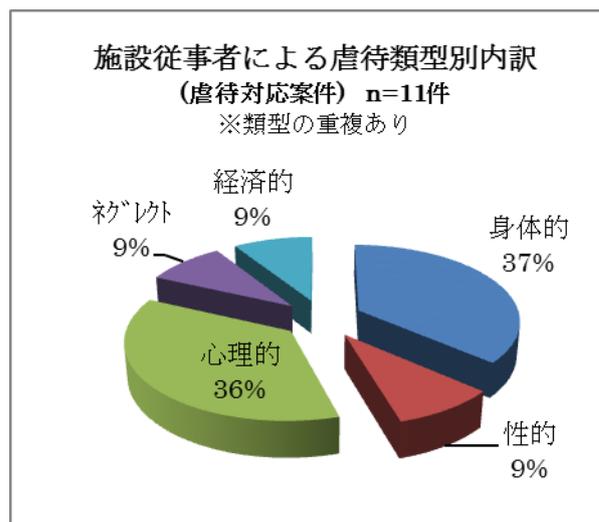
(図10)

<虐待の内容>

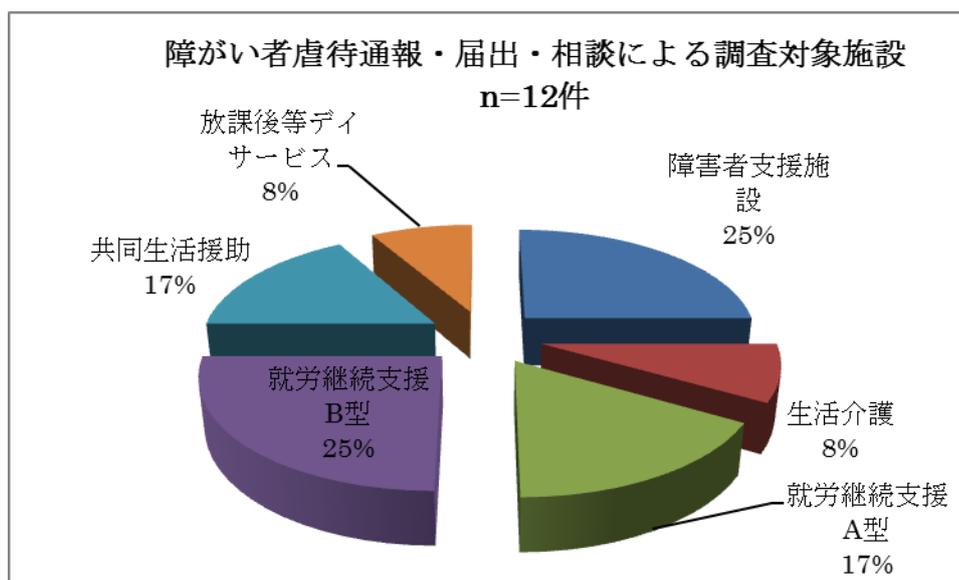
- ×指示を聞かない利用者への暴行
- ×口にガムテープを貼るなどの身体的拘束
- ×不快感を与える言動
- ×介護の放置、乱暴な接し方など利用者に対する不適切な支援
- ×生活保護費振込通帳の強制的な預かり
- ×利用者に対する性的な接触

<対応>

- 事業所に対する改善指導
- 虐待再発防止策、職員研修等改善案の提出



また、施設従事者による虐待に関する通報・届出・相談のあった対象施設は、図11のとおりである。



就労継続支援A型、B型事業所における虐待通報等の合計が、全体の42%を占め、圧倒的に多く、次いで障害者支援施設、共同生活援助（グループホーム）が同割合で続いている。

また、3ページの図2のとおり、虐待の通報者に匿名者が多いことも、施設従事者による虐待の特徴的な傾向である。利用できる社会資源が少ない中、サービスの利用に影響が生ずることを危惧し、なかなか声を上げられない保護者や関係者が潜在的いることが推測される。

障害福祉サービス等に関わる従事者により虐待が起こる要因は、従事者個人の資質、事業者の運営方針や管理体制など組織全体の問題によるところが大きいと考えられる。これら要因を取り除くためには、障がい者虐待防止に対する意識啓発と研修を繰り返し継続して行うことが重要である。

（なお、通報・届出・相談件数14件のうち2件は、他市施設であったり、高齢者介護施設であったため、それぞれ所管する部門等へ引き継ぎを行い、調査対象とはしていない。）